

平成30年度 佐久市特定環境保全公共下水道
(浅科処理区・望月処理区) 変更認可申請書作成委託業務

委 託 仕 様 書

佐 久 市

〔1〕 一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、佐久市において、公共下水道事業計画を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、規格等に従うものとする。

1.5 中立性の保持

受託者は、常に中立性を保持しなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって佐久市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(ア) 着手届 (イ) 工程表 (ウ) 管理技術者届 (エ) 職務分担表 (オ) 完了届

(カ) 納品書 (キ) 業務委託料請求書等 (ク) その他佐久市が求める書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、総合技術監理技術士（下水道）、技術士（上下水道部門-下水道）を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了後に佐久市の成果品審査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、佐久市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.13 関係官公署等との協議

受託者は、関係官公署等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

本業務の遂行上必要となる資料等の収集は、原則として受託者が行うものとする。

ただし、現在市が所有し、本業務に利用可能な資料は貸与する。この場合貸与を受ける資料についてリストを作成し、市に提出し貸与を受けるとともに、業務完了までに当該資料を市に返却しなければならない。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、佐久市、受託者の協議によるものとする。

第2章 設 計

2.1 一般的事項

受託者は、設計に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の全体計画との関連性、事業の施工、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打ち合わせを行った後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 受託者は打合せ後、議事録を作成し、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

2.4 設計

受託者は、佐久市より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、処理区ごとに次のとおりとする。

なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法、電子媒体のファイル形式、提出方法についてあらかじめ監督員と協議し、協議結果に基づいた方法により調製等行い提出すること。

(1) 事業計画申請図書

(ア) 事業計画書	(A4版 印刷・製本)	20部
(イ) 事業計画説明書	(A4版 印刷・製本)	20部
(ウ) 下水道計画一般図(汚水)(縮尺 1/10,000程度)		白焼き5部と原図
(エ) 主要な管渠の区画割施設平面図(汚水)(縮尺 1/2,500程度)		白焼き5部と原図
(オ) 主要な管渠の流量計算書		白焼き5部と原図
(カ) 処理場施設図		
平面図(縮尺 1/500程度)		白焼き5部と原図
水位関係図(縮尺横任意、縦 1/100程度)		白焼き5部と原図
フローシート図		白焼き5部と原図
(キ) (ア) から (カ) を記録した電子記録媒体		1組

(2) その他参考図書

- (ア) 区画割平面図(汚水)(縮尺 1/2,500程度)
- (イ) 枝線の管渠流量計算書

(3) 打合せ議事録

打合せ議事録 (A4版) 1部

(4) その他監督員が指示する補足資料

第4章 準拠すべき図書

4.1 準拠すべき図書、資料

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き(日本水道新聞社)
2. 下水道計画の手引き(全国建設研修センター)
3. 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)(国土交通省都市・地域整備局 下水道部)
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(日本下水道協会)
5. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
6. 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム(国土交通省都市・地域整備局下水道部)
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(日本下水道協会)

10. バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. 第二次佐久市総合計画
13. 都市計画マスタープラン

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「平成30年度 佐久市特定環境保全公共下水道（浅科処理区・望月処理区）変更認可申請書作成委託業務一般仕様書」第1章 1.1 および 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

2. 業務内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 業務名称

平成30年度 佐久市特定環境保全公共下水道
（浅科処理区・望月処理区）変更認可申請書作成業務委託

(2) 工期

契約日より平成30年11月30日まで

(3) 対象区域

佐久市特定環境保全公共下水道（浅科処理区・望月処理区）

(4) 業務内容

1) 下水道法による事業認可設計（単独公共下水道）（污水計画のみ）

事業計画変更認可対象面積

浅科処理区（166）ha

望月処理区（163）ha

2) 作業内容

① 平成22年度佐久市生活排水処理施設統廃合計画における下水道計画フレーム見直し検討結果を踏まえるとともに、人口減少等による汚水処理量の減少を踏まえ、本処理区に係る計画フレーム見直しを行なう。

② 上記の変更に伴う下水道施設計画（管きよ、処理場）の変更を行う。

③ 事業期間の延伸を行う。

現計画事業期間	浅科処理区	平成31年	3月31日
---------	-------	-------	-------

	望月処理区	平成31年	3月31日
--	-------	-------	-------

④ 上記による変更内容を踏まえた、事業計画の変更申請に必要な図書作成を行う。

⑤ 平成30年11月18日までに事業認可を受けられるよう作業を進めること。

3) 作業項目

下水道法事業認可設計作業項目		対象項目	備考
1. 基本作業の確認	1-1 基本作業の確認	○	
2. 基本事項の検討	2-1 認可区域及び認可区域計画フレームの設計	—	
	2-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	○	
	2-3 まとめと照査	○	
3. 汚水管渠計画	3-1 施設設計の基本方針	—	
	3-2 枝線ルートの設定	—	
	3-3 区画割り及び面積測定	—	
	3-4 流量計算	○	
	3-5 雨水管渠との調整	—	
	3-6 区画割平面図作成	—	
	3-7 幹線管渠縦断面図作成	—	
	3-8 幹線管渠の施設平面図作成	○	
	3-9 幹線管渠の流量計算表作成	○	
	3-10 下水道計画一般図作成	○	
	3-11 関連管理者協議用図書作成	—	
	3-12 概算事業費の算出	○	
	3-13 まとめと照査	○	
4. 汚水ポンプ場計画	4-1 基本方針	—	
	4-2 年度別流入水量の検討	—	
	4-3 維持管理方式の検討	—	
	4-4 容量、水理計算	—	
	4-5 施設計画	—	
	4-6 配置計画	—	
	4-7 各種図面作成	—	
	4-8 概算事業費の算出	—	
	4-9 まとめと照査	—	
5. 終末処理場計画	5-1 基本方針	—	
	5-2 年度別流入水量の検討	○	
	5-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	—	
	5-4 維持管理方式の検討	—	
	5-5 容量、水理計算	○	
	5-6 施設計画	○	
	5-7 配置計画	—	
	5-8 各種図面作成	○	
	5-9 概算事業費の算出	○	
	5-10 まとめと照査	○	
6. 下水処理による水質向上の見通し	6-1 放流先水域の状況	○	
	6-2 下水処理による水質向上の見通し	○	
	6-3 まとめと照査	○	
7. 財政計画の策定	7-1 年度別整備計画	○	
	7-2 年度別事業費の算出	○	
	7-3 財源計画	○	
	7-4 まとめと照査	○	

下水道法事業認可設計作業項目		対象項目	備考
8. 提出図書の作成	8-1 事業計画書	○	
	8-2 事業計画説明書	○	
	8-3 申請図面まとめ	○	
	8-4 その他参考図書まとめ	○	
	8-5 まとめと照査	○	
9. 環境省提出図書		—	
10. 設計協議		○	